

山都町営プールの開放期間と利用について

山都町では、町民皆さまの交流と親睦の場として、また体力向上と健康増進のため町営プールを次のとおり開放いたします。

○開放期間 7月23日(木)～8月30日(日) ※毎週水曜日を定休日とします。

○開放時間 午前10時00分～午後7時00分(午後0時～午後1時まで閉館)

※一般 午前10時～午後7時(入場は6時まで)

※中学生以下 午前10時～午後5時(入場は4時まで)

プール開放日カレンダー ※色つきの日が開放日です。 ○使用料金

7 月

日	月	火	水	木	金	土
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

8 月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

区分	対象	使用料	備考
一般利用	中学生以下	50円	1回の使用は3時間以内とする
	一般(高校生以上)	160円	
	付添者	60円	
専用利用	3時間未満	3,880円	
	3時間以上5時間未満	6,480円	
	5時間以上	9,070円	

○次の事項に該当する者の使用を禁止しますのでご了承ください。

- (1) 感染症疾患のある者
- (2) 場内の秩序を乱し、又は風紀を害するおそれのある者
- (3) 酒気を帯びた者
- (4) 水泳の心得のない者。ただし、責任者が付添いの場合、この限りでない。

○施設利用に関する注意事項

- (1) 小学校3年生以下の利用者については、付添者が必ず必要です。またいかなる場合においても大プールの利用はできません。
- (2) 利用者は、必ず監視員の指示に従ってください。指示に従わない場合は、退館していただく場合もあります。
- (3) 天候不順及び施設の不具合、開設者の判断等により定休日以外の閉館もあります。ご了承ください。

○専用利用を希望する方は、生涯学習課に申請書がありますので、使用する3日前までに申し込んでください。

なお専用利用の時間帯は、一般利用はできません。

町営プール清掃 (浜町A支館 世代間交流事業)

6月27日(土) 町営プールの清掃を行いました。毎年浜町A支館の皆さまに協力をいただき実施しているもので、当日は子どもから高齢の方まで多くの方々に参加いただきました。

小雨の降る中での作業でしたが、プール内外の清掃を行い、今月の開館に向け、準備を整えました。

浜町A支館の皆さまたいへんお世話になりました。



ルールを守って
楽しく
スイミング!

山都町ふるさと応援寄附について

平成20年4月30日の地方税法の改正に伴い、地方公共団体への寄附金税制が拡充されいわゆる「ふるさと納税」がスタートしました。”生まれ育った故郷” ”思い出の地” ”大切な人がお住まいの地” に貢献したい・応援したいという思いを「寄附金」というかたちで実現できる制度です。

寄附をしていただいた場合、一定部分の金額が、所得税や現在お住まいの自治体の住民税から控除されます。

(寄附金は以下の事業に活用いたします)

- [1] 自然環境の保全と景観づくりに関する事業
- [2] 観光資源を活かしたまちづくりに関する事業
- [3] 地場産業の育成と雇用の推進に関する事業
- [4] 健康で安心・安全に暮らせるまちづくりに関する事業
- [5] 将来を担う子どもたちの健全育成に関する事業
- [6] 生涯学習の推進と文化・芸術の振興に関する事業
- [7] 町長が必要と認める事業

あなたの想いを
山都町へ!!
山都町を
応援してください。

山都町を離れていらっしゃる親族、友人、知人の方々などに、ぜひ「山都町 ふるさと応援寄附」をPRいただき、山都町を応援していただきますようお願い申し上げます。一定額以上寄附いただいた方には山都町の特産品を贈呈いたします。今年度から特産品の内容を充実しております。



【問い合わせ】

山の都創造課 電話:0967-72-1158

税関係については、税務住民課 課税係 電話:0967-72-1128

